

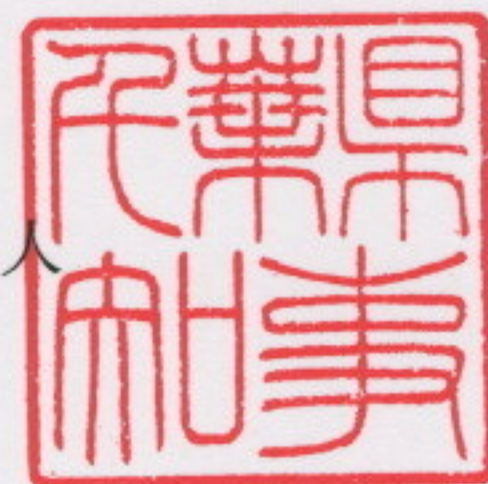
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区富ヶ谷二丁目5番6号

氏 名 株式会社 信太商店
代表取締役 信太 裕介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和2年10月26日

許可の有効年月日 令和7年9月12日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥, イ 廃油, ウ 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）, エ 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）, オ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, カ 紙くず, キ 木くず, ク 繊維くず, ケ ゴムくず, コ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, サ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成22年9月13日	新規許可
令和2年10月26日	更新許可・変更届（役員変更, 株主変更）
令和5年6月19日	変更許可（2品目の追加）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。